

日本共産党中央委員会

「消費者の権利」「消費者行政の重視」が政治の大きな課題になっているにもかかわらず、食品の安全や安心がないがしろにされ、「産業優先」による骨抜きも繰り返されてきました。これを大きく転換していくうえで、貴団体の「要望」は非常に大切なものと考えます。

そもそも食品の表示は、消費者が商品やサービスを正確に知るための権利であり、とりわけ、食品の安全を求める権利、食品の内容を正確に知る権利、食品選択の自由の権利などを実現していく必要があります。

今回閣議決定された「食品表示法案」は、「消費者の権利」を明記し、また、栄養表示の原則義務化、適格消費者団体による差し止め請求権を盛り込むなど、消費者の要望を一定程度取り入れています。しかし、すべての加工食品の原産地表示、添加物表示の見直し、遺伝子組み換え食品の表示の見直しなどについては、義務化しておらず、今後の検討課題とされています。また、インターネット販売や自動販売機における表示についても当面実態調査をすることにとどまっています。

それは、法案を準備するにあたって昨年8月に報告書をまとめた「食品表示の一元化検討会」が、食品衛生法、JAS法、健康増進法の食品表示の部分についての統合という狭い枠での検討にとどまっており、他の法律・制度もふくめ食品表示を通じていかに消費者の権利を実現していくのかという本腰を入れた対策になっていないからだと考えます。日本共産党は、法案には基本的には賛成ですが、抜本的な改定が必要だと考えます。

また、政府がすすめようとしているTPP（環太平洋連携協定）は、関税とあわせて非関税障壁撤廃を原則にしています。輸入食品の遺伝子組み換え食品表示をはじめ、大幅な緩和が迫られることになります。断固反対し、食の安全、安心を守ります。

以上